２　前項の規定により同項の表の下欄に掲げる書類に代えてフレキシブルディスク等が提出される場合においては、当該フレキシブルディスク等は当該書類とみなす。

（フレキシブルディスクの構造）

第百二十一条　前条第一項のフレキシブルディスクは、日本工業規格Ｘ六一一三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

（フレキシブルディスクへの記録方式）

第百二十二条　第百二十条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、日本工業規格Ｘ六一一四号又は日本工業規格Ｘ六一一五号に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格Ｘ〇六〇五号に規定する方式

（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）

第百二十三条　第百二十条第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格Ｘ六一一三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一　提出者、申請者又は届出をする者の氏名

二　提出年月日、申請年月日又は届出年月日

（電子情報処理組織による手続）

第百二十四条　法第四条第三項（法第五条第二項において準用する場合を含む。）、法第二十六条第三項（法第二十七条第三項及び第二十八条第六項において準用する場合を含む。）及び法第二十五条第二項（法第二十六条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の添付は電子情報処理組織（厚生労働省の使用に係る電子計算機と、同条の規定による添付をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて入力し、送信することをもってこれらの書類に代えることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

（保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部改正）

第二条　保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和二十二年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（裏面）及び第二号（裏面）を次のように改める。

（裏　面）

記入上の注意

１．標題並びに①、②、④、⑤及び⑥の欄は、該当の文字を〇で囲むこと。

ただし、⑤の欄については、平成18年10月１日前にした行為により罰金又は禁錮以上の刑に処せられた場合は、無を〇で囲むこと。

２．開設者が管理者又は管理薬剤師であるときは、②の欄に斜線を引くこと。

３．③の欄は、病院又は診療所に限り、その標榜する診療科名を記入すること。

４．⑤の欄に有と〇で囲んだ場合は、該当する法律名を記載すること。

また、内容欄に非該当となる年月日を記入すること。

健康保険法第65条第３項第３号の場合の該当法律

・健康保険法　・国民健康保険法
・船員保険法　・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
・医師法　・薬剤師法
・歯科医師法　・地方公務員等共済組合法
・保健師助産師看護師法　・高齢者の医療の確保に関する法律
・医療法　・再生医療等の安全性の確保等に関する法律
・国家公務員共済組合法

同項第５号の場合の該当法律

・健康保険法　・船員保険法
・国民健康保険法　・高齢者の医療の確保に関する法律
・地方公務員等共済組合法　・私立学校教職員共済法
・厚生年金保険法　・国民年金法

５．⑥及び⑦の欄は、病院又は療養病床を有する診療所に限り記入すること。

６．⑦の欄の特別の療養環境に係る病床とは、その利用について法律の規定に基づく費用の額を超える金額の支払いを受ける病床をいうものであること。

※の欄には、記入しないこと。

備　考　この用紙は、Ａ列４番とすること。

（裏　面）

記入上の注意

１．①、②、③及び④の欄は、該当の文字を〇で囲むこと。

ただし、④の欄については、平成18年10月１日前にした行為により罰金又は禁錮以上の刑に処せられた場合は、無を〇で囲むこと。

２．③の欄は、健康保険の診療又は調剤に従事する病院若しくは診療所又は薬局が２以上あるときは、主として従事するものについて記入し、医師にあっては、その担当診療科名を記入すること。

３．④の欄に有と〇で囲んだ場合は、該当する法律名を記載すること。

また、内容欄に非該当となる年月日を記入すること。

健康保険法第71条第２項第２号の場合の該当法律

・健康保険法　・国民健康保険法
・船員保険法　・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
・医師法　・薬剤師法
・歯科医師法　・地方公務員等共済組合法
・保健師助産師看護師法　・高齢者の医療の確保に関する法律
・医療法　・再生医療等の安全性の確保等に関する法律
・国家公務員共済組合法

※の欄には、記入しないこと。

備　考　この用紙は、Ａ列４番とすること。